



## 水道課からのお知らせ

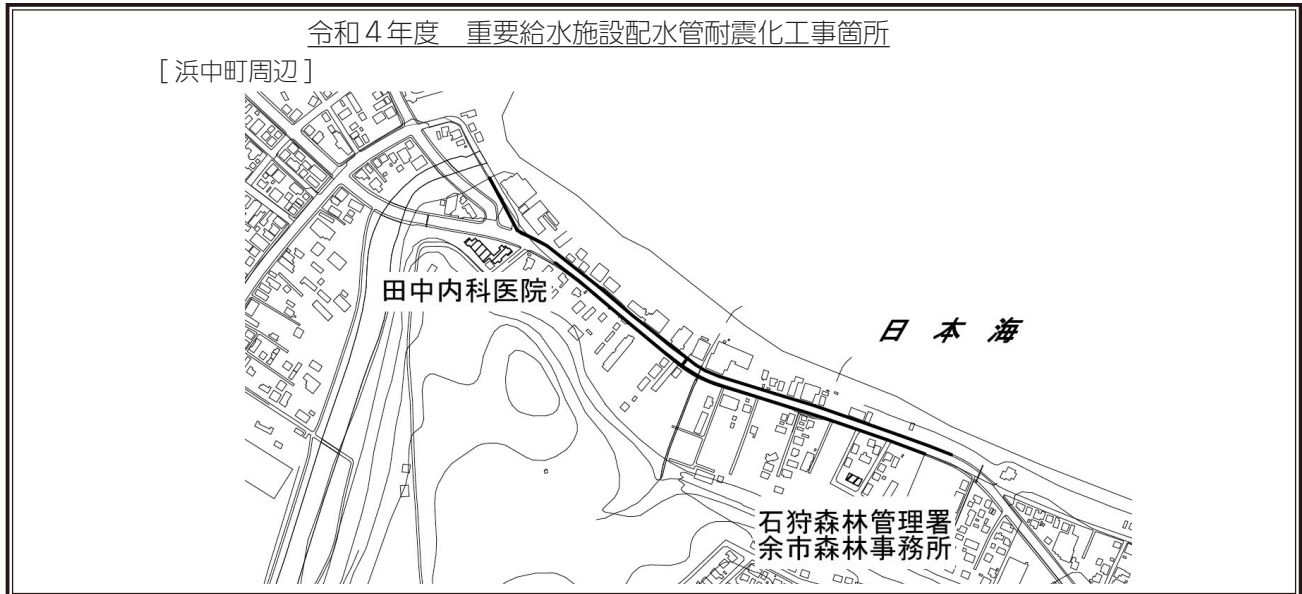
### ◆重要給水施設配水管の耐震化工事を実施します。

水道課では余市町水道施設耐震化計画に基づき、本年度次の配水管の耐震化工事を実施します。

本年度実施する主な工事場所は次の通りです。

町民の皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

なお、工事の実施期間は令和4年7月から令和5年2月を予定しています。



### ◇受水槽の清掃はお済みですか？

水道メータから先の受水槽や給水設備の維持管理は、設置者または管理者が行うことになっています。

水道法では、受水槽の有効容量が10m<sup>3</sup>を超えるもののみ、管理状況の検査の受検を義務づけていますが、町では、安心して水を使用していただくために有効容量が10m<sup>3</sup>以下の小規模な受水槽についても自主的に1年に最低1回以上清掃するよう定めています。

まだ、受水槽の清掃がお済みでない方は、ぜひこの機会に点検・清掃をお願いします。

### ◇漏水調査にご理解とご協力を！

本年度は黒川・入舟・山田・美園町内の各家庭に引き込んである給水管の漏水調査と、東部（登）地区の公道部に埋設している配水管の漏水調査を実施しています。

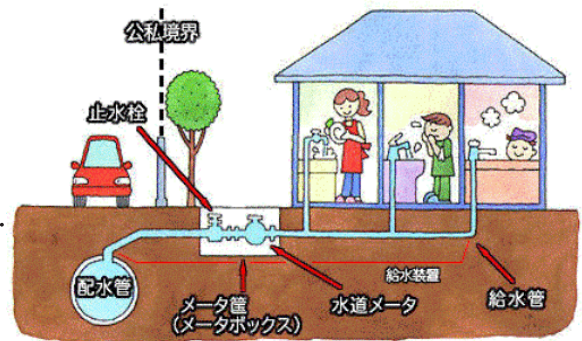
調査は、町が委託した（株）管路診断が行いますので、ご理解とご協力をお願いします。委託期間は10月末までの予定です。

### ◇建物解体の際は『水道メータ』を返却してください！

『水道メータ』（建物の壁に設置しているメータ及び地下に埋設されているメータ本体）は、水道料金算定のために水道課が皆さんの各ご家庭に設置しているものです。

水道を使用していた建物を解体する場合、水道課設置の『水道メータ』は水道課に返却しなければなりません。

最近、建物解体に伴い、水道メータの紛失や漏水の原因となる不適切な処理が発生しています。建物の解体を行う場合は、必ず「余市町指定給水装置工事事業者」へ相談し、水道メータの撤去・返却をお願いします。



問合せ 水道課 業務グループ ☎21-2130